

○草加市民生委員推薦会規則

昭和43年10月5日

規則第31号

改正 平成25年12月19日規則第50号

平成28年12月14日規則第50号

平成30年10月26日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定により、草加市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員 2人
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者 2人
- (3) 市の区域を単位とする社会福祉関係者団体の者 2人
- (4) 教育関係者 2人
- (5) 学識経験者 2人

(平25規則50・全改、平28規則50・平30規則36・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、役職により選出された委員は、その職を退いたときは、委員を退職したものとみなす。

(平25規則50・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 推薦会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(幹事及び書記)

第5条 推薦会の幹事及び書記は、市職員をもって充てる。

(平25規則50・追加)

(会議の非公開等)

第6条 推薦会の会議は、これを非公開とする。

2 推薦会の会議に出席した者は、その議事の内容について秘密を守らなければならない。

(平25規則50・旧第5条繰下)

(議事録等)

第7条 推薦会は、委員名簿、会議の議事録を常に整備しておかなければならない。

(平25規則50・旧第6条繰下)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って定める。

(平25規則50・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第50号)

この規則は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 (平成28年規則第50号)

この規則は、平成29年2月4日から施行する。

附 則 (平成30年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。